

利用にあたって

本書は、令和3年6月1日現在で実施した経済センサス - 活動調査の結果を収録したものです。総務省・経済産業省から公表された確報集計結果に基づき作成していますが、地区別集計については、相模原市が調査票情報を独自に集計したものです。

地区別集計の対象となる統計表：第7表、第8表、第12表、第13表、第14表

1 調査の対象

調査は、以下に掲げる事業所を除く国内全ての事業所・企業について行いました。

- (1) 国・地方公共団体の事業所
- (2) 日本標準産業分類大分類A－農業、林業に属する個人経営の事業所
- (3) 日本標準産業分類大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- (4) 日本標準産業分類大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- (5) 日本標準産業分類大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

2 集計の対象

(1) 事業所及び企業等の経理事項等に関する集計は、経理項目が不詳の事業所（企業等）を除いて集計しました。

対象となる統計表：第4表、第8表、第11表、第12表

(2) 事業所の売上（収入）金額に関する集計は、事業所単位での把握ができない産業については「…」で表しています。把握ができない産業は以下のとおりです。

「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」

(3) 事業所単位の付加価値額は、企業単位で把握した付加価値額を事業従事者数により傘下事業所に按分することにより、全産業について集計しました。

3 経理事項における消費税の取扱い

甲調査の売上（収入）金額、費用等の経理事項は2020年1年間の数値です。また、この経理事項については、原則消費税込みで把握していますが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計しました。

なお、従来の活動調査等結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なることから、時系列比較を行う際は、十分に留意が必要です。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

4 欠測値の補完等

調査票の未回答項目や回答内容の矛盾などについては、内容を精査し、平成 28 年経済センサス - 活動調査、令和元年経済センサス - 基礎調査、経済構造実態調査、報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計しました。

<欠測値等の取扱いについて>

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/hotei.pdf>

5 その他の結果表章における注意点（四捨五入、秘匿処理等）

(1) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。なお、比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入しました。

(2) 統計表中の符号の用法は、次のとおりです。

- 「…」 数値が不詳であるものを示します。
- 「－」 該当の数値がないものを示します。
- 「0」、「0.0」 端数四捨五入による単位未満のものを示します。
- 「△」 負数であることを示します。
- 「X」 集計対象となる事業所（企業等）の数が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、金額に関する数値を秘匿した箇所です。また、集計対象数が 3 以上の事業所（企業等）に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が 1 又は 2 の事業所（企業等）の数値が判明する箇所は、併せて「X」としました。

(3) 産業分類名における「別掲」については、次のとおりです。

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/otherwiseclassified.pdf>

(4) 産業分類は、原則として、日本標準産業分類に準拠していますが、売上（収入）金額等の経理事項における例外については次のとおりです。

本編	日本標準産業分類
38X 放送業（有線放送業を除く）	381 公共放送業（有線放送業を除く） 382 民間放送業（有線放送業を除く）
62X 銀行業	621 中央銀行 622 銀行（中央銀行を除く）
86X 郵便局・郵便局受託業	861 郵便局 862 郵便局受託業

(5) 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1 か月以上）」の区分に変更を行ったため、雇用者の内訳について、時系列比較を行うことはできません。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf

(6) 甲調査の調査対象の事業所（企業等）は、平成 28 年経済センサス - 活動調査では活用されていなかった「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査で捉えていなかった且つ外観からの確認で把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行いました。

このため、従来の活動調査よりも幅広に事業所を捉えており、単純な比較ができません。集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要です。

(7) 独自集計した統計表に関して、調査票の回答不備により、どの地区に所在する事業所であるか不明な事業所については集計の対象としていません。

対象となる統計表：第 7 表、第 8 表、第 12 表、第 13 表、第 14 表

(8) 本書における「結果の概要」及び統計表の地区別集計でいう「地区」とは、まちづくり区域を指すものとし、緑区においては橋本、大沢、城山、津久井、相模湖、藤野の各地区、中央区においては小山、清新、横山、中央、星が丘、光が丘、大野北、田名、上溝の各地区、南区においては大野中、大野南、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林の各地区とします。

(9) 本書に収録していない統計表については、総務省・経済産業省が編集・発行、公表している各種報告書、ホームページを参照してください。

(10) 個々の統計表の内容に応じて必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計しているため、複数の統計表を比較する際には留意が必要です。例えば、企業等に関する集計において、企業等数の表（第 10 表等）と売上（収入）金額等の経理事項についての表（第 11 表等）における企業等数は一致しません。

(11) 本報告書においては、事業所数や従業者数等について、平成 28 年経済センサス - 活動調査の集計結果と比較している一方、売上（収入）金額等の経理事項については比較していません。なお、比較の際は、平成 28 年経済センサス - 活動調査では、当時の消費税率が 8 % であったため令和 3 年経済センサス - 活動調査実施時の税率（10 %）と異なることに留意が必要です。